ホ　使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

第二条の十一の八　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関して、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところ（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用施設等の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を加える。］